

平成 30 年度健康・快適居住環境確保対策事業計画（案）について

1 室内汚染実態調査

【目的】

平成 29 年度に引き続き、準揮発性有機化合物等調査を始めとする基礎的調査を実施し、居住環境におけるシックハウスの問題点及び現状の把握に努める。

【調査の内容】

(1) 準揮発性有機化合物等調査（継続）

ア 調査対象

一戸建て及び集合住宅で、調査に協力を得られた 15 住宅とする。（5HC×3軒）

イ 調査期間

原則、夏季に測定を実施することとする。

ウ 調査項目

(ア) 準揮発性有機化合物調査（フタル酸エステル類：5物質）

フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）、フタル酸ジエチル（DEP）、アジピン酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHA）

(イ) 揮発性有機化合物等調査

a アルデヒド類（2物質）

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

b 揮発性有機化合物（22物質）

(ウ) 室内環境状況等調査

a 建物調査

b 有症者に関する調査

c 調査対象居室等の状況調査

d 測定居室の温度及び湿度

エ 調査方法

(ア) 準揮発性有機化合物調査

調査場所は1ヶ所（居間）とし、専用の室内塵採取装置（別紙参照）を用いて、室内塵を採取する。検体を採取後、GC-MS法を用いて分析する。

(イ) 揮発性有機化合物等調査

調査場所は1(4)①と同一とし、アルデヒド類はDSD-DNPHカートリッジ（SUPELCO製）を、揮発性有機化合物はパッシブサンプラー（VOC-SD シグマ製）を用い、居間等に24時間設置して捕集する。検体を採取後、アルデヒド類はHPLC法を、揮発性有機化合物はGC-MS法を用いて分析する。

また、パッシブサンプラー等の回収時に、併せてホルムアルデヒドの簡易検査を行い、必要に応じ、換気等について指導を行う。

(2) ダニアレルゲン調査（継続）

ア 調査対象

原則、1(1)と同一であり、調査に協力を得られた15住宅とする。（5HC×3軒）

イ 調査期間

季節変動等の影響を検討するため、夏季、秋季及び冬季の3季にかけて調査を実施する。

ウ 調査項目

ダニアレルゲン

エ 調査方法

(ア) ダニアレルゲンの測定場所については、居間または寝室のカーペット、タタミ及びフローリング等の1ヶ所とする。

(イ) ダニアレルゲンの簡易検査を行い、必要に応じ、換気、寝具の維持管理、清掃等について指導を行う。

(3) 室内PM2.5濃度調査（継続）

ア 調査対象

一戸建て及び集合住宅で、調査に協力を得られた5住宅とする。（5HC×1軒）

イ 調査期間

夏季から冬季にかけて

ウ 調査項目

PM2.5

エ 調査方法

居間等の1ヶ所に専用の測定器（パーティクルカウンター）を約1週間設置し、居室内のPM2.5濃度を測定する。

2 特定建築物における室内化学物質濃度実態調査

【目的】

特定建築物における室内化学物質濃度の実態を把握するため、平成29年度に引き続き調査を継続する。

【調査の内容】

(1) 調査対象

特定建築物のうち、新築、大規模の修繕あるいは大規模の模様替えを行った15施設とする。

(5HC×3施設)

(2) 調査期間

平成30年6月～平成30年9月

(3) 調査対象物質

ホルムアルデヒド及びトルエン

(4) 調査方法

厚生労働大臣が指定する測定器（(株)ガステック製ガラス検知管ホルムアルデヒド用：91PL、トルエン用：122P）を用い、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置でホルムアルデヒド及びトルエン濃度を測定する。

3 住環境健康相談

【目的】

平成29年度に引き続き、県民からシックハウス、居住環境に係るダニ、衛生害虫等による健

健康被害の相談を受け、問題点の解明、対策指導等を実施する。また、これらの相談に対して、必要に応じて室内揮発性有機化合物濃度の迅速検査、ダニ相調査や衛生害虫の同定を実施する。

【調査の内容】

(1) 調査対象

一般県民からの相談内容等を聞き取り、必要があると考えられる住宅について、室内揮発性有機化合物濃度 100 件及びその他の調査 108 件とする。

(2) 調査項目

ア 室内揮発性有機化合物濃度

(ア) ホルムアルデヒド

(イ) トルエン

(ウ) パラジクロロベンゼン

イ ダニ相調査、ダニアレルゲン

ウ 衛生害虫、不快害虫同定調査

(3) 調査方法

ア 簡易迅速測定器により室内揮発性有機化合物濃度を測定し、必要に応じ、換気等について指導を行う。

イ 飽和食塩水浮遊法により、採取した室内塵から分離されたダニの同定を行う。また、ダニアレルゲンの簡易検査を行い、必要に応じ、換気、寝具の維持管理、清掃等について指導を行う。

ウ 採取された衛生害虫、不快害虫の同定を行い、必要に応じ、害虫ごとの対応について指導を行う。

4 住環境啓発活動

【目的】

平成 29 年度に引き続き、シックハウスによる健康被害の発生を未然に防止するため、住宅の計画・設計段階から住まい方に至るまでのシックハウス予防対策に関する知識の普及、啓発を行う。

【内容】

市町村が実施している健康まつり等において、啓発資材等を活用して住環境に関する知識普及を図る。